

「三郷市開発事業等の手続等に関する条例施行規則」の一部を改正する規則（案）について
(提供公園に係る部分)

【趣旨・概要】

提供公園に係る遊具等の設置基準について、下記の理由により見直しを行う。

提供公園	面積 3,000 m ² 以上の開発事業の場合に、 面積の 3%以上かつ 100 m ² 以上で整備しなければならない公園
------	--

- 少子高齢化による公園ニーズの変化等を踏まえ、150 m²未満の小規模な提供公園について、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう改める。
- 防犯のまちづくりを推進するため、300 m²未満の提供公園についても、照明灯の設置に努めるよう改める。

【改正の主な内容】

※ 改正点は朱書き

改正前

区分	①	②	③	④
提供公園 の面積	100 m ² 以上 150 m ² 未満	150 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上
遊具	プランコ又は すべり台を1基、 その他遊具1基以上	プランコ又は すべり台を1基、 その他遊具2基以上	プランコ1基、 すべり台1基、 その他遊具2基以上	
その他	ベンチ2基、 水飲み1基 等	ベンチ2基、 水飲み1基 等	ベンチ3基、 水飲み1基 等 水銀灯 照明灯1基	公園担当課と 協議
緑地	20%以上	20%以上	25%以上	

改正後

区分	①	②	③	④
提供公園 の面積	100 m ² 以上 150 m ² 未満	150 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上
遊具		プランコ又は すべり台を1基、 その他遊具2基以上	プランコ1基、 すべり台1基、 その他遊具2基以上	
その他	公園担当課と 協議	ベンチ2基、 水飲み1基 等 LED照明灯（努力義務）	ベンチ3基、 水飲み1基 等 LED照明灯1基	公園担当課と 協議 (③最低基準)
緑地		20%以上	25%以上	

【施行予定日】 令和8年4月1日